

行為地域	用途地域	現況修景の特徴	デザインテーマ	デザインコンセプト	作成日
③岩滑地区	第一種中高層住居専用	昔ながらの住宅と現在の住宅が建ち並んでいる。	周辺住宅景観との調和	周辺の木造住宅と調和するように落ち着いたデザイン	
事前確認事項	地区計画			※添付書類のうち、付近写真は、計画の建築と周辺の景観の関係が確認できるように、様々な角度から撮影したカラー写真を添付してください。 ※当該物件において、該当する景観形成基準の有無を確認し、該当しない場合は、具体的な配慮・工夫の内容の記述は不要です。	
		「半田市ふるさと景観計画（全6ページ）」の内容（窓口配付またはホームページよりDL可）	■確認 □確認していない		
		「半田市ふるさと景観計画」（全119ページ）の内容（ホームページよりDL可）	■確認 □確認していない		
		「半田市景観形成ガイドライン」（全119ページ）の内容（ホームページよりDL可）	■確認 □確認していない		

項目	風景地域	重要度	景観形成基準	適合チェック	具体的な配慮・工夫の内容（配慮しなかった場合の理由）	評価	
工作物	配置	共通	努力義務	工作物の配置は、まちなみの連続性の確保に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—	
	形態意匠	共通	義務（大規模）	側面及び背面の形態や意匠も、周辺との調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	—	
		共通	努力義務（大規模）	種類及び用途に応じて集約化に努めること。	□配慮した ■該当なし	—	
		①半田運河周辺	義務	歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	—	
		②亀崎	義務	亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	—	
		③岩滑	義務	岩滑のまちなみ、田園風景との調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	—	
		③岩滑	努力義務（大規模）	【歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合】周囲の建物との調和に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—	
	材料	共通	義務（大規模）	時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用しているか。※自然素材をそのまま使用する場合は不問。	□配慮した ■該当なし	—	
	色彩	共通	義務（必修）	壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用しているか。※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。			
		①半田運河周辺	義務（必修）	R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度3以下 Y(黄)の色相は、彩度2以下 上記以外の色相は、彩度1以下 無彩色を除き、明度は8以下	□配慮した ■該当なし	—	
②亀崎/ ③岩滑		義務（必修）	R(赤)及びYR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	□配慮した ■該当なし	—		
附帯施設	共通	努力義務	附属物は、工作物と一体的なデザインに努めているか。	□配慮した ■該当なし	—		
開発行為	敷地の形状の変更	共通	義務	敷地の形状は、まちなみとの調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	—	
	擁壁	共通	努力義務	材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—	
	既存樹木	共通	努力義務	敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—	
物件の堆積	共通	義務	堆積物は、周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくしているか。	□配慮した ■該当なし	—		
	共通	努力義務	積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めているか。	□配慮した ■該当なし	—		
特定照明	共通	義務	周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫しているか。	□配慮した ■該当なし	—		
	共通	義務	公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないよう配慮したか。	□配慮した ■該当なし	—		
	共通	努力義務	環境負荷の少ない照明に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—		
屋外広告物	共通	義務	自家用の広告物以外は原則として設置しないよう配慮したか。	■配慮した □該当なし	自家用広告物のみ掲載とした。		
	共通	義務	点滅式の電飾看板や反射材は使用しないよう配慮したか。	■配慮した □該当なし	点滅式などは使用しない。		
	共通	努力義務	彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めているか。	■配慮した □該当なし	周辺の建物に調和するよう落ち着いた色でシンプルなデザインとした。		

記入例